

テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援及び運用業務に係る意見招請 寄せられた意見及び三重県の考え方

No	書類名	ページ数/ 機能要件No	意 見	三重県の考え方	仕様書修正・ 追記有無	仕様書変更前	仕様書変更後
1	仕様書（案）	2 履行期間	開始は契約締結日との記載がございます。 「6 業務の概要」にて「テレワーク（在宅勤務）システムを利用できるように、導入支援を行うこと」とあるため、令和7年度中の契約締結想定で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	無		
2	仕様書（案）	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (3) 動作環境	自宅端末について、同種のOSを搭載したモバイル端末は対象外としてよろしいでしょうか。	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (3) 動作環境に記載のとおり、自宅端末は、Windows、macOS搭載端末を想定しております。 本記載は、導入するテレワーク（在宅勤務）システムが上記OSに必要最低限対応していることを求める内容になります。 そのため、Android、iOS等を搭載した端末（以下、モバイル端末という）に対応している必要はございませんが、モバイル端末に対応しているテレワーク（在宅勤務）システムを認めない内容ではございません。	無		
3	仕様書（案）	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (4) 機能要件 エ	「サービス設備とインターネットの接続境界にはファイアウォールを設置し」とありますが、これは三重県様環境にファイアウォールの新設が必要という理解で正しいでしょうか。	三重県環境に新規でファイアウォール設置ではなく、テレワーク（在宅勤務）システムを提供するサービス設備とインターネットの接続境界にファイアウォールが設置されていることを要件としています。 そのため、ファイアウォールの設置について、明記しました。	有	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (4) 機能要件 エ SaaS/DaaS等のサービス設備（以下、「サービス設備」という。）とインターネットの接続境界にはファイアウォールを設置し、必要な通信以外を遮断すること。	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (4) 機能要件 エ テレワーク（在宅勤務）システムを提供するSaaS/DaaS等のサービス設備（以下、「サービス設備」という。）とインターネットの接続境界にはファイアウォールを設置し、必要な通信以外を遮断すること。
4	仕様書（案）	9 テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援 エ	作業に必要な情報提供等を除き、実際の設定変更にかかる作業費用は本契約外との認識で正しいでしょうか。	導入支援については、事業者に実際の設定変更作業を依頼することも想定しておりますので、本契約内になります。 そのため、仕様書に、受託事業者による作業を追記しました。	有		9 テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援 エ テレワーク（在宅勤務）システムの導入及び利用にかかる作業において、三重県から依頼があった場合は、受託事業者により作業を行うこと。
5	仕様書（案）	10 テレワーク（在宅勤務）システムの運用業務 イ	「運用に関する問い合わせへの対応は、三重県開庁日の8時30分から17時15分までとする」とあります が、メーカーのサポート開始時刻は、一般的に9時以降である場合が多いと考えられます。 そのため、窓口を8時30分から開設したとしても、実際の対応開始は9時以降となることが想定されます。 開始時間についても、9時以降とする案はいかがでしょうか。	頂きましたご意見を踏まえて、開始時間を9時に変更しました。	有	10 テレワーク（在宅勤務）システムの運用業務 イ 運用に関する問い合わせへの対応は、三重県開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、対応時間外であっても電子メール等により問い合わせの受付は可能とし、対応時間外に届いた問い合わせには翌開庁日の8時30分から対応を行うこと。	10 テレワーク（在宅勤務）システムの運用業務 イ 運用に関する問い合わせへの対応は、三重県開庁日の9時から17時までとする。ただし、対応時間外であっても電子メール等により問い合わせの受付は可能とし、対応時間外に届いた問い合わせには翌開庁日の9時から対応を行うこと。

No	書類名	ページ数/ 機能要件No	意 見	三重県の考え方	仕様書修正・ 追記有無	仕様書変更前	仕様書変更後
6	-	-	想定納品物について記載がありません。本契約に関わる費用を適切に積算させるためにも、想定成果物の一覧および納入期限を記載したほうがよろしいかと考えております。 (例) ・基本設計書 ・サービス設定書（パラメータシート） ・利用者向け手順書 ・管理者向け手順書 など	頂きましたご意見を踏まえて、成果物について仕様書に記載しました。	有		9 テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援 キ テレワーク（在宅勤務）システムの利用者向け手順書及び管理者向け手順書（デジタル改革推進課の担当職員及びヘルプデスク用）を作成すること。  12 成果物 成果物の様式及び記載内容については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。 (1) 提出成果物 ア個人情報の責任体制等報告書 イ作業体制表 ウ基本設計書 エサービス設定書（パラメータシート） オ利用者向け手順書 カ管理者向け手順書 キ運用報告書 運用期間において、デジタル改革推進課の担当職員又はヘルプデスク担当者からの問い合わせ日時、問い合わせ内容及び回答内容等を取りまとめること。 ク議事録 ケ業務完了報告書 (2) 提出形式及び期限 ①個人情報の責任体制等報告書及び作業体制表については、契約締結後、速やかに電子ファイル（1部）で提出すること。 また、令和9年3月31日までに印刷物（1部）及びCD-R等の媒体に保存した電子ファイル（1部）で提出すること。 ②基本設計書、サービス設定書（パラメータシート）、利用者向け手順書及び管理者向け手順書については、令和8年3月13日までに電子ファイル（1部）で提出すること。 また、令和9年3月31日までに印刷物（1部）及びCD-R等の媒体に保存した電子ファイル（1部）で提出すること。 ③運用報告書、議事録及び業務完了報告書 令和9年3月31日までに印刷物（1部）及びCD-R等の媒体に保存した電子ファイル（1部）で提出すること。
7	仕様書（案）	P1/8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様（3）動作環境	Ubuntu搭載端末は対応不可の製品もあり、緩和いただることは可能でしょうか。	頂きましたご意見を踏まえて、Ubuntu搭載端末から接続できることを削除しました。	有	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (3) 動作環境 自宅端末（Windows、macOS、Ubuntu搭載端末）から所属内端末（Windows）をリモートコントロールできること。	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様 (3) 動作環境 自宅端末（Windows、macOS搭載端末）から所属内端末（Windows）をリモートコントロールできること。
8	仕様書（案）	P1/7 支払い条件	お支払いは月額となりますでしょうか。	委託業務完了後の一括支払いとなります。 仕様書にその旨明記しました。	有	7 支払い条件 業務委託契約書に記載のとおりとする。業務未完了分を前倒しで支払うことはできない。契約期間中に消費税法が改正された場合は、該当期間の費用について改正後の税率を適用する。 また、改正日が期中の場合は、当該年度の支払額を改正前後の期間に分けて支払う。	7 支払い条件 業務委託契約書に記載のとおりとする。業務未完了分を前倒しで支払うことはできない。 <u>履行期間終了後、一括支払いとする。</u> 契約期間中に消費税法が改正された場合は、該当期間の費用について改正後の税率を適用する。 また、改正日が期中の場合は、当該年度の支払額を改正前後の期間に分けて支払う。
9	仕様書（案）	P2/8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様（4）機能要件 オ	「スマートフォンを使わないハードウェアトークンなど…」 とありますが、ハードウェアに限定はされない認識で問題ないでしょうか。 Windowsアカウントを認証する方式でも対象となりますでしょうか。 (Windows PCにログインする際に入力するアカウント情報を入力し、接続) または、Eメール認証も可とするように緩和いただけないでしょうか。	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様（4）機能要件に記載のとおり、二要素認証とは別に、Windowsアカウント認証を行うように記載しております。 そのため、Windowsアカウントを認証する方式を二要素認証の一種として認めておりません。 また、Eメール認証は、三重県職員がプライベートで取得したメールアドレスが必要となる場合あるため、認めておりません。	無		
10	仕様書（案）	P2/8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様（5）非機能要件 ア	採用しているテレワークソフトウェアについて、ソフトウェア 자체はISMAPに登録していないですが、クラウド基盤はAWSを使用しており、AWSはISMAPに登録しています。 その場合は問題ないでしょうか。	8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様（5）非機能要件に記載のとおり、問題ございません。	無		

No	書類名	ページ数/ 機能要件No	意 見	三重県の考え方	仕様書修正・ 追記有無	仕様書変更前	仕様書変更後
11	仕様書(案)	P3/9 テレワーク (在宅勤務) システムの導入支援 ア	受注者側の導入支援の具体的な作業内容について、どのようなものを想定しておりますでしょうか。現地での支援などは必要となりますでしょうか。	テレワーク(在宅勤務)システムの設定支援、マニュアルの作成、ヘルプデスク等三重県が別途契約している事業者への説明を想定しております。 現地での作業については、設定の支援等において必要な場合は、行っていただく場合がございます。 頂きましたご意見を踏まえて、仕様書にその旨記載します。	有		9 テレワーク(在宅勤務)システムの導入支援 オ 三重県庁内又は三重県が別途指定する場所において作業が必要な場合は、三重県の指示に従い作業を行うこと。 ク テレワーク(在宅勤務)システムの利用者向け手順書及び管理者向け手順書(デジタル改革推進課の担当職員及びヘルプデスク用)を作成すること。
12	仕様書(案)	P4/1 2 その他注意事項 (4)	既存のネットワークに対して影響がある場合の既存ネットワークへの変更作業は、三重県様にて実施される想定でよろしいでしょうか。 費用についても見込む必要はない認識でよろしいでしょうか。	既存ネットワークへの変更作業は、三重県又は三重県が別途契約している事業者にて実施します。 費用については、ご認識のとおりです。 頂きましたご意見を踏まえて、仕様書にその旨記載します。	有	9 テレワーク(在宅勤務)システムの導入支援 オ ネットワーク又はファイアウォール等の構成変更が必要な場合は、三重県及び三重県が別途契約している三重県情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託事業者に説明すること。	9 テレワーク(在宅勤務)システムの導入支援 カ ネットワーク又はファイアウォール等の構成変更が必要な場合は、三重県及び三重県が別途契約している三重県情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託事業者に説明すること。 なお、ネットワーク又はファイアウォール等の構成変更の作業は、三重県又は三重県が別途契約している事業者が行う。
13	仕様書(案)	P. 1 8 テレワーク(在宅勤務)システムの仕様 (3) 動作環境	Ubuntu搭載端末からもリモートコントロール可能である旨の記載がございますが、Ubuntsでの動作非対応の製品もございました。 Windows、macOSのみに修正いただく方が、製品の選択肢は広がります。ご利用者様の環境含めご確認いただけますと幸いです。	N0.7に記載のとおりです。	有	N0.7に記載のとおりです。	N0.7に記載のとおりです。
14	仕様書(案)	P. 2 (4) 機能要件 (イ)	自宅端末からのリモートコントロールについて、専用のソフトウェア及びウェブブラウザ(Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari)から操作可能である旨の記載がございますが、ブラウザでの利用ができない製品もございました。ブラウザでの利用については、削除いただいた方が、製品の選択肢は広がります。 また、専用ソフトウェアからの利用に制限することで、スクリーンショット及び画面録画を制御可能となり、情報漏洩リスクへ軽減も可能となりますので、ブラウザでの利用については、削除いただくことを推奨します。	ウェブブラウザからの利用可能について、三重県職員の自宅端末へのテレワーク(在宅勤務)システムの導入の簡易化することを目的としております。 そのため、削除は行わない予定です。	無		
15	仕様書(案)	P. 2 (4) 機能要件 (オ)	スマートフォンを使わないハードウェアトークンなどAuthenticator以外の認証方式(SMS認証及びメール認証を除く)について、ハードウェアトークンでの認証が可能な製品の確認が取れず、MACアドレス認証、端末ID認証であれば対応可能な製品はございました。 MACアドレス認証や、端末ID認証でもこのスマートフォンを使わない認証方式を満たすのであれば、一例として記載いただけますと、入札前の質問等でのやり取りも減り、工数減につながるかと存じます。	ご意見を踏まえて、MACアドレス認証、端末ID認証を認めます。	有	8 テレワーク(在宅勤務)システムの仕様 オ リモートコントロール実施前にAuthenticatorを使用した二要素認証の設定が可能であるとともに、スマートフォンを使わないハードウェアトークンなどAuthenticator以外の認証方式(SMS認証及びメール認証を除く)でも二要素認証の設定が可能であること。	8 テレワーク(在宅勤務)システムの仕様 オ リモートコントロール実施前にAuthenticatorを使用した二要素認証の設定が可能であるとともに、スマートフォンを使わないハードウェアトークン、MACアドレス認証、端末ID認証などAuthenticator以外の認証方式(SMS認証及びメール認証を除く)でも二要素認証の設定が可能であること。
16	仕様書(案)	P. 3 (5) 非機能要件 (ア)	セキュリティの観点から「ISMAP」登録の可否の重要性は理解しておりますが、海外に基盤があるサービスに関しては「FedRAMP」の登録の許容も追記頂いた方が、製品の選択肢が広がるかと存じます。	三重県庁では、ISMAP登録されたクラウドサービスを、一定のセキュリティ基準を確保したクラウドサービスとして捉えております。 そのため、「FedRAMP」等は認めておりません。	無		
17	仕様書(案)	P. 3 10 テレワーク (在宅勤務) システムの運用業務 (イ)	主要なメーカーに確認しましたが希望受付時間を満たしているメーカーはありませんでした。 希望受付時間に合わせるための追加費用が必要なことも考慮して、一般的な保守対応時間:9:00~17:00での対応をご検討されることを推奨します。	頂きましたご意見を踏まえて、問い合わせへの対応を「三重県開庁日の9時から17時」とします。	有	N0.5に記載のとおりです。	N0.5に記載のとおりです。